

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和53年岩手県告示第335号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成21年7月31日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に<u>規定する</u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成22年5月28日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	